

一般財団法人武蔵野市開発公社敷地等の一時賃貸事業実施要綱

(令和3年7月1日要綱第5号)

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下、「公社」という。）が管理する敷地及び施設（以下、「公社敷地等」という。）を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(使用対象者)

第2条 公社敷地等の使用を希望する個人または団体の代表者のうち、次の各号のいずれにも該当のするものは、公社敷地等を使用することができる。

- (1) 満20歳以上の者ただし、PENNY LANE GALLERY事業については、満18歳以上の者とする。
- (2) 使用決定時に使用料を納付できる者
- (3) 身分証明証等を提出できる者

(使用対象事業)

第3条 使用対象となる事業（以下、「一時賃貸事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) FFビル内及び敷地内の事業
 - イ 吉祥寺デッキ事業
 - ロ A3階段下事業
 - ハ PENNY LANE GALLERY事業
 - ニ B棟コーナー事業
- (2) 公社の施設及び敷地内での事業
 - イ チャレンジマルシェ事業
 - ロ 2ビル軒先事業

(使用制限)

第4条 公社理事長（以下、「理事長」という。）は、公社敷地等で実施する事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 前条各号の事業実施要領に規定する事業の目的に合致しないもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第77号) 第2条第2号の暴力団の利益になるもの

- (4) 前各号に掲げるもののほか、一時賃貸事業の運営上支障があるもの

(使用申請)

第5条 第3条の事業について公社敷地等の使用を希望する個人及び団体の代表者は、理事長に使用申請書を提出しなければならない。

(使用決定及び通知)

第6条 理事長は、前条に規定する申請があったときは、その申請内容を審査し、公社敷地等の使用の可否を決定し、申請者に通知する。

(使用手続き)

第7条 前条の使用の決定について、通知を受けた者（以下、「使用者」という。）は、使用料の全額を納入しなければならない。

(使用許可)

第8条 理事長は、前条の手続きを完了した者に対し使用許可証を交付する。

(使用者の善管注意義務)

第9条 使用者は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、一時賃貸事業の目的に従い効率的な運用を図らなければならない。

- 2 使用者の責に帰すべき事由により、一時賃貸事業の施設又は附属設備を滅失し、又はき損したときは、使用者は、これを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(公社敷地等の返還)

第10条 使用者は、公社敷地等を返還しようとする際、き損箇所等がある場合は理事長の指示に従い、これを撤去し、又は修繕して原形に復さなければならない。

- 2 前項の撤去、修繕等に要する費用は、使用者の負担とする。

(展示物及び物品等の盗難・破損)

第11条 搬入搬出時及び、使用中における展示物及び物品等の盗難・破損について、いかなる場合においても、使用者の責に帰するものとする。

（使用権の譲渡の禁止）

第12条 第8条の規定による使用の許可を受けた個人及び団体は、その権利等を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可証の携帯）

第13条 使用者は、公社敷地等を使用するに際し、当該使用許可証を携帯しなければならない。

（承認事項）

第14条 使用者が使用許可を受けた後、事業を中止しようとするときは、速やかに理事長に申し出、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定により、報告があったときは、これを承認し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 使用許可証が交付された後、公社の故意または瑕疵による設備整備等により使用が中止された場合、使用中止日以降の使用料の100分の200を支払うものとする。

4 前項の規定により中止された事業については、営業補償等その他の費用については、補償を行わないものとする。

（使用料の返還）

第15条 理事長が自然災害（被災者生活再建支援法2条1号）により使用が難しいと判断した場合、災害発生日以降の使用料の100分の100を返還するものとする。

（使用の取消）

第16条 理事長は、申請内容に虚偽がある場合、その使用許可を取り消すことが出来る。

2 前項の規定により、取り消された場合、使用料の返還は行わないものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、使用の手続については、各一時賃貸事業要領の定めるところによるものとする。

（個人情報利用目的）

第18条 この事業で取得した使用者情報は以下の目的のために利用する。
当該利用目的以外の運用については、公社が定める個人情報の取り扱いを適用する。

- (1) 使用者に弊社レンタルスペースをご利用いただくため。
- (2) 使用者からのお問い合わせにお答えするため。
- (3) 使用者の利用状況を把握し、弊社レンタル事業の内容改善や統計情報に用いるため。
- (4) 弊社レンタル事業の運営上のトラブル解決のため。
- (5) その他、何らかの理由で使用者に連絡する必要があるときのため。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年9月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日より施行する。

一般財団法人武蔵野市開発公社 A 3 階段下貸出事業実施要領

（目的）

第 1 条 この要領は、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下、「公社」という。）が武蔵野市開発公社ビル A 3 階段下の一部（以下、「A 3 階段下」という。）を貸し出す事業（以下、「A 3 階段下貸出事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（位置）

第 2 条 公社は、武蔵野市吉祥寺本町 1 丁目 8 番 16 号内の A 3 階段下の一部において A 3 階段下貸出事業を行うこととする。

（使用内容）

第 3 条 街の活性化、にぎわいの創出に資する事業として、公社理事長（以下「理事長」という）が認める内容について、別表 1 で指定した範囲で A 3 階段下を使用することができる。

（休止期間）

第 4 条 A 3 階段下貸出事業の休止期間は、コピス吉祥寺の休館日及び工事期間中、又は理事長が指定する期間とする。

（使用申請）

第 5 条 A 3 階段下の使用を希望する者は、別表 2 の記載事項を公社の指定した方法で、理事長に提出しなければならない。

（使用の決定及び通知）

第 6 条 理事長は、前条に規定する申請があったときは、その申請内容を審査し、A 3 階段下の使用の可否を決定し、申請者に通知する。

（使用料）

第 7 条 前条の使用の決定について、通知を受けた者（以下、「使用者」という。）は、別表 3 に定める使用料を納入しなければならない。

（使用許可）

第 8 条 理事長は、前条の手続を完了した者に対し、A 3 階段下使用許可証を交付するものとする。

3 理事長は、前項の規定による A 3 階段下使用許可証の交付の際に、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の中止)

第9条 使用者が中止を申し出た場合、次に掲げる費用を返金するものとする。

- (1) その使用する日から起算して31日以上前 使用料の100分の100
- (2) その使用する日から起算して公社の1営業日前 使用料の100分の50
- (3) 使用日当日 返還なし

付 則

この要領は令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

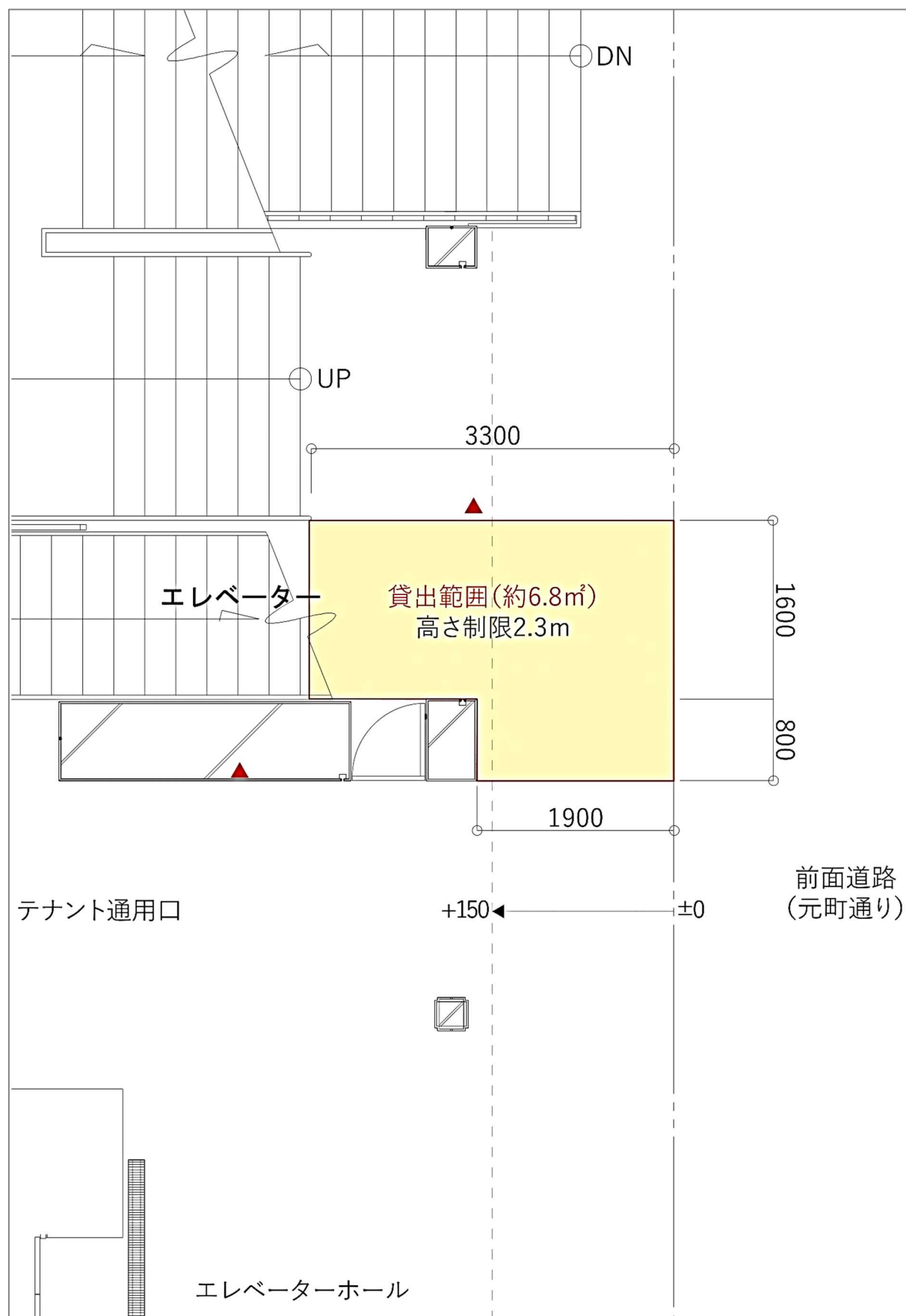
付 則

この要領は令和3年7月1日から施行する。

付 則

この要領は令和4年5月20日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)



別表 2（第 5 条関係）

申請情報	備考
使用時間帯	実際の使用時間
使用区分	新規またはリピーター
事業形態	法人または個人事業主及びそれ以外
事業者名	企業名または屋号 会社概要または個人事業主登録情報
所在地	郵便番号及び住所
使用者	使用者氏名または業務執行者氏名
連絡先	電話番号及びメールアドレス
使用目的	小売業、イベント、展示の区分 使用詳細及び事業概要

別表 3（第 7 条関係）

使用期間	10～21 時
平日	6,600 円
土日祝日	13,200 円

消費税等含む